

指定催しの指定（公示）

この催しは、三原市火災予防条例第62条の2第1項に規定する指定催しとして指定する。

なお、これは、同第62条の2第3項の規定に基づき公示するものである。

令和8年1月26日

三原市消防長 後藤 誠治



催しの開催場所	J R 三原駅北側一帯 (三原市東町、館町、本町)
催しの名称	三原神明市
催しの開催期間	令和8年2月6日(金)から 令和8年2月8日(日)まで